

県立病院内における食堂・売店・自動販売機等運営事業者選定
公募型プロポーザル評価要領

1. 目的

県立病院内における食堂・売店・自動販売機等の運営事業者の公募型プロポーザルにあたって、運営体制や各施設におけるサービス内容などの価格以外の要素と特別使用料（価格）を総合的に評価して最優秀提案者を選定するため、必要な事項を定めます。

※特別使用料とは、公有財産使用許可に基づく使用料（基本使用料）とは別に、病院に納付していただく金額です。

2. 評価基準

参加者から提出された企画提案書は、下記の基準を用いて評価します。

(1) 評価項目（審査委員1名あたりの評価点数）

評価項目		着 目 点	配点
運営体制	組織体制、教育体制	提案したサービスを実施できる体制、人員が確保されているか。従業員に対する教育体制は十分か。	5
	衛生管理、商品管理	食材、調理、施設、機器の衛生管理は十分か。商品の管理は十分か。	5
	危機管理体制、	事故防止の取組は適切か。事故発生時の対応体制は適切か。	5
	要望・苦情への対応	利用者の要望を収集して業務改善につなげる体制、苦情が発生した場合に迅速に対応できる体制か。	5
サービス内容	運営方針、コンセプト	職員や患者さんに対し、病院においてレストラン等を提供する意義を理解しているか。経営方針が病院のニーズに適合しているか。	5
	レストラン・職員食堂	店舗の看板等は病院のイメージと調和しているか。店内のレイアウトは、高齢者、障害者、車椅子利用者も含めた利用者に配慮されているか。	5
		営業日・営業時間、注文・提供・支払方法などのサービスは利用者の利便性を考慮しているか。	5
		メニューは利用者のニーズを満たしているか。利用しやすい価格設定か。	5
	売店	店舗の看板等は病院のイメージと調和しているか。店内のレイアウトは、高齢者、障害者、車椅子利用者も含めた利用者に配慮されているか。	5
		営業日・営業時間、支払方法などのサービスは利用者の利便性を考慮しているか。	5
		商品の構成、品揃えは利用者のニーズを満たしているか。利用しやすい価格設定か。	5
	カフェ	営業日・営業時間、支払方法などのサービスは利用者の利便性を考慮しているか。 メニューは利用者のニーズを満たしているか。利用しやすい価格設定か。	5
	独自サービスの提供等	仕様書記載以外の独自サービスの提供、その他アピールポイント (例：病院イベントへの協力、開店準備期間の対応、新商品の入替頻度、障害者施設との連携など)	5
	病院との連携・協力	大規模災害発生時や感染症流行時における病院との連携、協力体制は適切か。	5

病院での事業実績	令和3年度以降における病院での1年以上の期間にわたる事業実績		4	
		200床以上の病院		500床以上の病院
	レストラン・食堂	1		2
	売店	1		2
県内事業者	滋賀県内に本店を有する事業者 (グループ参加の場合は幹事事業者が滋賀県内に本店を有する事業者)		1	
社会政策面での事業者の取組	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		1	
	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている。		1	
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当する。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		1	
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。		1	
	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1	
特別使用料	提案額が参考額の120%以上 ……………20点 提案額が参考額の115%以上120%未満 ……………16点 提案額が参考額の110%以上115%未満 ……………12点 提案額が参考額の105%以上110%未満 ……………8点 提案額が参考額の105%未満 ……………2点	20		
合計			100	

(2) 評価方法

① 「運営体制」「サービス内容」の評価

事業者から提案された企画提案書等および面接ヒアリングにより、「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける(5:非常に優れた提案、4:優れた提案、3:普通、2:やや優れていない提案、1:優れていない提案)。

② 「独自サービスの提供等」の評価

仕様書記載以外の独自サービスの提供、その他アピールポイントについて、事業者から提案された企画提案書等および面接ヒアリングにより「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける(5:非常に優れた提案、4:優れた提案、3:普通、2:やや優れていない提案、1:優れていない提案)。

③「病院との連携・協力」の評価

事業者から提案された企画提案書等および面接ヒアリングにより、「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける（5：非常に優れた提案、4：優れた提案、3：普通、2：やや優れていない提案、1：優れていない提案）。

④「病院での事業実績」の評価

令和3年度以降における病院での1年以上の期間にわたる事業実績について、下表の区分により加算します。

	200床以上の病院	500床以上の病院
レストラン・食堂	1	2
売店	1	2

⑤「県内事業者」の評価

滋賀県内に本店を有する事業者（グループ参加の場合は幹事事業者が滋賀県内に本店を有する事業者）について、配点の点数を加算します。

⑥「社会政策面での事業者の取組」の評価

それぞれ該当する事業者について、配点の点数を加算します。

⑦「特別使用料」の評価

様式3-7で提案していただいた提案額について評価します。

【参考額】10,000,000円

提案額が参考額の120%以上	20点
提案額が参考額の115%以上120%未満	16点
提案額が参考額の110%以上115%未満	12点
提案額が参考額の105%以上110%未満	8点
提案額が参考額の105%未満	2点

(3) 契約予定者の決定

提出のあった企画提案書等について、食堂・売店・自動販売機プロポーザル審査委員会（以下「審査会」）において、上記の評価項目および評価方法により審査し、合計点が最も高い者を契約予定者とする。

なお、合計点が最も高い者が複数あった場合、「運営体制」および「サービス内容」に係る点数の合計が最も高い者を契約予定者とし、「運営体制」および「サービス内容」に係る点数の合計が最も高い者が複数あった場合、「特別使用料」の金額が最も高い者を契約予定者とする。

ただし、合計点において満点の5割未満の場合は契約予定者とししない。